

国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案参照条文 目次

| | | |
|----|---|----|
| 一 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）（抄） | 1 |
| 二 | 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄） | 1 |
| 三 | 航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄） | 2 |
| 四 | 観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）（抄） | 3 |
| 五 | 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄） | 3 |
| 六 | 学校教育法（昭和二十二年法律第百二十六号）（抄） | 4 |
| 七 | 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）（抄） | 4 |
| 八 | 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄） | 4 |
| 九 | 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（抄） | 5 |
| 十 | 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄） | 7 |
| 十一 | 労働組合法施行令（昭和二十四年政令第百三十一号）（抄） | 10 |
| 十二 | 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第百七十九号）（抄） | 10 |
| 十三 | 旅行業法（昭和二十七年法律第百三十九号）（抄） | 10 |
| 十四 | 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第百八十九号）（抄） | 12 |
| 十五 | 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄） | 12 |
| 十六 | 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）（抄） | 13 |

国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案参照条文

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）（抄）

（基本方針）

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2～4 （略）

運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「船舶事故等」とは、次に掲げるものをいう。

一 船舶事故

二 船舶事故の兆候（船舶事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）

）

7 （略）

（所掌事務）

第五条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空事故等の原因を究明するための調査を行うこと。

二 航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。

三～四 （略）

五 船舶事故等の原因を究明するための調査を行うこと。

六 船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。

七、十 (略)

(職務従事の制限)

第十五条 委員会は、委員長、委員又は専門委員が航空事故等、鉄道事故等又は船舶事故等(以下「事故等」という。)の原因(航空事故、鉄道事故又は船舶事故については、これらの事故に伴い発生した被害の原因を含む。第二十五条第一項第四号において同じ。)に係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員又は専門委員を当該事故等に関する調査(以下「事故等調査」という。)に従事させてはならない。

2 (略)

(関係行政機関等の協力)

第二十八条の三 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人の長又は関係する地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の理事長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

航空・鉄道事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)(抄)

(所掌事務)

第二条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 航空事故の原因を究明するための調査を行うこと。

二 航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。

三 航空事故の兆候について航空事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。

四、九 (略)

(関係行政機関等の協力)

第十八条 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人の長又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（報告書等）

第二十条 委員会は、事故等調査を終えたときは、当該事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 一 事故等調査の経過
- 二 認定した事実
- 三 事実を認定した理由
- 四 原因

2 } 3 （略）

観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）（抄）

（年次報告等）

第八条 政府は、毎年、国会に、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、交通政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）

（内部部局）

第七条 （略）

2 } 5 （略）

6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。

7、8 (略)

(内部部局の職)

第二十一条 (略)

2、4 (略)

5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課(課に準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

海難審判法(昭和二十二年法律第三十五号)(抄)

第十四条の二 海難審判庁に、海難審判理事所を置く。

海難審判理事所は、理事官の行う事務を統轄するための機関とする。

海難審判理事所の名称、位置及び内部組織は、国土交通省令で定める。

第六十四条 (略)

鑑定人、通訳人又は翻訳人は、それぞれ政令で定めるところにより鑑定料、通訳料又は翻訳料を請求することができる。

船員法(昭和二十二年法律第百号)(抄)

(船員)

第一条 (略)

前項第二号の港の区域は、港則法(昭和二十二年法律第七十四号)に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、国土交通大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号) (抄)

(労働組合として設立されたものの取扱)

第五条 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第二条及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律に規定する手続に参加する資格を有せず、且つ、この法律に規定する救済を与えられない。但し、第七条第一号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

2 (略)

(法人である労働組合)

第十一条 この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

2 3 (略)

(中央労働委員会の委員の任命等)

第十九条の三 (略)

2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち六人については、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。)又は国有林野事業(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。)を行う国の経営する企業の推薦)に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦(労働者委員のうち六人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人

等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）又は国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3）6（略）

（地方調整委員）

第十九条の十（略）

2 地方調整委員は、中央労働委員会の同意を得て、政令で定める区域ごとに厚生労働大臣が任命する。

3（略）

（船員労働委員会）

第十九条の十三（略）

2（略）

3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

4）5（略）

（公益委員のみで行う権限）

第二十四条 第五条及び第十一条の規定による事件の処理並びに不当労働行為事件の審査等（次条において「審査等」という。）並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事件の処理には、労働委員会の公益委員のみが参与する。ただし、使用者委員及び労働者委員は、第二十七条第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により調査（公益委員の求めがあつた場合に限る。）及び審問を行う手続並びに第二十七条の十四第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により和解を勧める手続に参与し、又は第二十七条の七第四項及び第二十七条の十二第二項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による行為をすることができ。

2 (略)

(合議体等)

第二十四条の二 中央労働委員会は、会長が指名する公益委員五人をもつて構成する合議体で、審査等を行う。

2 (略)

3 船員中央労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。ただし、会長が指名する公益委員五人をもつて構成する合議体で、審査等を行うことができる。この場合において、前項の規定は、船員中央労働委員会について準用する。

4 都道府県労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。ただし、条例で定めるところにより、会長が指名する公益委員五人又は七人をもつて構成する合議体で、審査等を行うことができる。この場合において、第二項（第一号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県労働委員会について準用する。

5、6 (略)

(中央労働委員会の管轄等)

第二十五条 中央労働委員会は、特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分（特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 (略)

民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

(職権送達の原則等)

第九十八条 (略)

2 送達に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

(送達実施機関)

第九十九条 送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によつてする。

2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達をする者とする。

(裁判所書記官による送達)

第一百条 裁判所書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対しては、自ら送達をするこ
とができる。

(交付送達の原則)

第一百一条 送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

(訴訟無能力者等に対する送達)

第一百二条 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。

2 数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。

3 刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。

(送達場所)

第一百三條 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この節において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもする
ことができる。

2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

(出会送達)

第一百五條 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する送達は、その者に出会った場所

において送達することができる。日本国内に住所等を有することが明らかな者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

(補充送達及び差置送達)

第百六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所(第百四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。)において送達を受けるべき者に出会わない場合において、第百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

(書留郵便等に付する送達)

第百七条 前条の規定により送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所にあつて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの(次項及び第三項において「書留郵便等」という。)に付して発送することができる。

一 第百二条の規定による送達をすべき場合 同条第一項に定める場所

二 三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その発送の時に、送達があつたも

のとみなす。

(送達報告書)

第百九条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)(抄)

(出頭を求められた者等の費用弁償)

第二十八条の五 中央労働委員会に係る法第二十七条の二十四に規定する出頭を求められた者又は証人が弁償を受ける費用の種類及び金額は、行政職俸給表(一)の一級及び二級の職務のうち厚生労働大臣が指定する級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

2 前項に定めるもののほか、同項の費用の支給については、旅費法の定めるところによる。

国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)(抄)

(施設及び経営の改善の勧告並びに資金のあつせん)

第三十二条 国土交通大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、登録ホテル業等を営む者に対し、登録ホテル又は登録旅館(以下「登録ホテル等」という。)の施設又は経営の改善に関し勧告することができる。

2 (略)

旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)(抄)

(登録免許税及び手数料)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 第十二条の二十七第一項の規定により国土交通大臣が行う旅程管理研修を受けようとする者は、実費

を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(保証社員となつた場合の営業保証金の取戻し等)

第二十二條の十五 (略)

2) 3 (略)

4 第十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは「第二十二條の十五第三項」と、同條第三項中「第一項」とあるのは「第二十二條の十五第三項」と、「法務省令・国土交通省令で定める日から十四日以内に」とあるのは「保証社員でなくなつた日から七日以内に」と読み替える。

(指定の取消し等の場合の営業保証金の供託等)

第二十二條の二十一 (略)

2 第十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは「第二十二條の二十一第一項」と、同條第三項中「第一項」とあるのは「第二十二條の二十一第一項」と、「法務省令・国土交通省令で定める日から十四日以内に」とあるのは「旅行業協会が第二十二條の二十一第一項の指定を取り消され、又は解散した日から二十一日以内に」と読み替える。

(団体の届出)

第二十五條 旅行業務に関する取引の公正の維持又は旅行業者若しくは旅行業者代理業の健全な発達を図ることを目的として旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十六條 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、旅行業者等、第十二條の十一第一項の登録を受けた者、旅行業協会又は第二十五條の団体に、国土交通省令で定める手続に従い、その業務に関し、報告をさせることができる。

2) 4 (略)

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）（抄）

（職員の団結権）

第五条（略）

2 労働委員会は、職員が結成し、又は加入する労働組合（以下「組合」という。）について、職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定して告示するものとする。

3（略）

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一) 二) (略)

四 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十二年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
五) 七 (略)

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）（抄）

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2）4（略）